

- ✓ 「行政検査」の対象者は、①感染症の患者、②無症状病原体保有者、③疑似症患者、④感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者と規定されている（感染症法第15条第1項・第3項第1号）
- ✓ また、上記①～④に該当しない場合でも、サービスの一環として、希望者に対して検査を実施する場合は、感染症法の規定に基づく国庫負担を伴わない事業として、実施可能と整理している。
- ✓ 「感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」には、①無症状の濃厚接触者や、②地域や集団、組織等において検査前確率が高いと考えられ、かつ、クラスター連鎖が生じやすいと考えられる状況にあると保健所長が認める場合における、当該地域や集団、組織等に属する者などが含まれる。

感染症の患者	無症状病原体保有者
感染が疑われる患者のうち、SARS-CoV-2が検出された者	症状を認めないが、SARS-CoV-2が検出された者
疑似症患者	感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者
以下のいずれかに該当し、他の感染症・病因によることが明らかでなく、COVID-19を疑う場合 ア 有症状であり、かつ、患者と濃厚接触歴ある者 イ 有症状であり、かつ、流行地域渡航・居住歴ある者 ウ 有症状であり、かつ、流行地域渡航・居住歴ある者との濃厚接触歴ある者 エ 有症状であり、COVID-19との鑑別が必要な者 オ 上記のほか、医師がCOVID-19を疑う者	①無症状の濃厚接触者（有症状は疑似症患者と同義） ・患者と同居・長時間の接触があった者 ・感染防護具なしに患者を診察・看護・介護していた者 ・患者の気道分泌物、体液等に直接接触した可能性がある方 ・必要な感染予防策なしに、1メートル・15分以上、患者と接触した方 （注）陰性の場合でも、14日間は健康観察 ② 地域や集団、組織等において検査前確率が高いと考えられ、かつ、クラスター連鎖が生じやすいと考えられる状況にあると保健所長が認める場合における、当該地域や集団、組織等に属する者 （注）陰性の場合、14日間の健康観察は求めないが、検査後2週間以内に健康状態が悪化したときは速やかに報告するよう求めるとともに、報告があったときは、速やかに再検査を行う

行政検査の対象とならない者への検査

（例）不安を抱える妊婦への分娩前の新型コロナウイルス検査の費用補助（実施主体：都道府県等 負担割合：国10/10）

(参考) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(感染症の発生の状況、動向及び原因の調査)

第十五条 都道府県知事は、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

3 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第一項の規定による必要な調査として当該職員に次の各号に掲げる者に対し当該各号に定める検体若しくは感染症の病原体を提出し、若しくは当該職員による当該検体の採取に応じるべきことを求めさせ、又は第一号から第三号までに掲げる者の保護者(親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。)に対し当該各号に定める検体を提出し、若しくは当該各号に掲げる者に当該職員による当該検体の採取に応じさせるべきことを求めさせることができる。

一 一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者又は当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者 当該者の検体

(都道府県の支弁すべき費用)

第五十八条 都道府県は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第十四条、第十四条の二、第十五条(第二項及び第五項を除く。)、第十五条の二から第十六条まで、第十六条の三第一項、第三項若しくは第七項から第十項まで又は第四十四条の七第一項、第三項若しくは第五項から第八項までの規定により実施される事務に要する費用

(国の負担)

第六十一条

3 国は、第五十八条第一号から第九号まで及び第十四号並びに第五十九条の費用に対して、政令で定めるところにより、その二分の一を負担する。

(保健所を設置する市又は特別区)

第六十四条 保健所を設置する市又は特別区にあっては、第三章から前章までの規定(第十四条第一項及び第五項、第十四条の二第一項及び第七項、第三十八条第一項、第二項、第五項、第六項、第八項及び第九項(同条第二項、第八項及び第九項の規定にあっては、結核指定医療機関に係る部分を除く。)、第四十条第三項から第五項まで、第四十三条(結核指定医療機関に係る部分を除く。)、第五十三条の二第三項、第五十三条の七第一項、第五十六条の二十七第七項並びに第六十条を除く。)及び前条中「都道府県知事」とあるのは「市長」又は「区長」と、「都道府県」とあるのは「市」又は「区」とする。